

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年9月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第27号

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則

京都市まち美化事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「左京まち美化事務所」を「東部まち美化事務所」に、「南まち美化事務所」を「南部まち美化事務所、西部まち美化事務所」に改め、北
上

境拠点係長（北部まち美化事務所を除く。）

環境拠点係長（北部まち美化事務所に限る。）を削り、同条第2項中「前項に規定す
京環境拠点係長（北部まち美化事務所に限る。）」

る」及び「次長、」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる事務所に同表の右欄に掲げる係長
を置く。

北部まち美化事務所	北環境拠点係長 上京環境拠点係長
東部まち美化事務所	左京環境拠点係長
山科まち美化事務所	山科環境拠点係長 醍醐環境拠点係長
南部まち美化事務所	東山環境拠点係長 下京環境拠点係長 南環境拠点 係長
西部まち美化事務所	中京環境拠点係長 右京環境拠点係長
西京まち美化事務所	西京環境拠点係長 洛西環境拠点係長
伏見まち美化事務所	伏見環境拠点係長 深草環境拠点係長

3 事務所に次長を2人まで置くことがある。

第3条を削る。

第4条第2項中「前条第2項に規定する所長補佐及び副所長」を削り、同項に次のた
だし書を加える。

ただし、次長が2人置かれている場合にあつては、次長は、担当事務につき、所長を

補佐し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第4条第3項中「第2条第2項及び前条第3項に規定する」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条を第3条とする。

第5条第1項中「第2条第1項に規定する事務所にあつては、」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次長が2人置かれている場合にあつては、主管事務につき、次長がその職務を代理する。

第5条第2項及び第3項を削り、同条を第4条とする。

第6条第4号中「(中京, 東山, 下京まち美化事務所を除く。)」を削り、同条を第5条とする。

第7条中「概目」の右に「並びに次長が2人置かれている場合にあつては、次長の担当する事務の概目」を加え、同条を第6条とする。

別表左京まち美化事務所の項中「左京まち美化事務所」を「東部まち美化事務所」に、

「

左	京	区
---	---	---

」を「

左京区及び中京区のうち別に指定する区域

」に改め、同表中京まち美化事務所の項、東

山まち美化事務所の項及び下京まち美化事務所の項を削り、同表南まち美化事務所の項中「南まち美化事務所」を「南部まち美化事務所」に、「京都市南区西九条森本町37番地」

を「京都市南区西九条森本町50番地」に、

南	区
---	---

を「

東山区, 下京区及び南区

」

に改め、同表右京まち美化事務所の項中「右京まち美化事務所」を「西部まち美化事務所」

「
に、 右 京 区 を 「
中京区のうち別
に指定する区域
及び右京区
」に改める。
」

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)